

第7次NACCS詳細仕様説明会 質疑応答(国内運送先、通販貨物)

項番	質問内容	回答	区分
1	国内運送先が複数ある場合の主たる貨物の運送先の定義はどのように判断すればいいのでしょうか。個数の多さなどで判断すればよいでしょうか。	何が「主たる貨物」かはケースバイケースと考えられるところ、合理的な判断基準（例：最も数量の多い貨物、最も価格の高い貨物等）であれば、任意の基準で「主たる貨物」を決定・入力いただいて構いません。	国内運送先
2	輸入申告時点では運送場所が決まっていなため、運送場所識別を「N」として申告した後、運送場所が決まった場合は情報の変更が必要でしょうか。	輸入申告後許可前で運送先に変更があった場合には、可能な範囲で申告内容を修正ください。ただし、当初申告の時点で誤りがあった場合には、申告内容を修正いただく必要があります。 輸入申告（本申告）後に運送先に変更があった場合には、申告内容を訂正していただく必要はありません。ただし、当初申告の時点で誤りがあった場合や、予備申告の時点で申告した運送先が本申告時に変更があった場合には、申告内容を訂正いただく必要があります。	国内運送先
3	輸入許可後の配送先が輸入者と異なり、物流体制で階層的に配送先があります。どの時点での配送先を入力すればよいでしょうか。 実際の業務形態は下記パターンとなります。 ①CY通関⇒輸入貨物用物流拠点⇒国内配送用物流拠点⇒各問屋様等（全国の配送先） ②CFS保税蔵置場通関後⇒輸入貨物用物流拠点⇒国内配送用物流拠点⇒各問屋様等（全国の配送先）	輸入許可後の運送先とは、輸入申告時点の貨物の運送契約に基づく、輸入許可後の国内運送先となります。 一の貨物について経由地を含めて2か所以上の運送先がある場合には、最後の運送先が対象となります。 また、1申告中の複数の貨物に係る運送契約において、異なる運送先が定められている場合は、それぞれの最後の運送先が全て対象となります。	国内運送先
4	国内運送先の入力項目の郵便番号は任意入力項目ですか。	任意入力項目です。	国内運送先
5	郵便番号を入力したら、住所が自動で補完されるようになりますか。	WGでも検討を行いました。住所の自動補完は行わないこととなりました。	国内運送先
6	国内運送先の所在地の住所表記は日本語の表記をアルファベットにしたものか、それとも英語の表記に基づいて番地が先行する表記いづれになるでしょうか。	可能な範囲で、日本における住所の記載の順番で入力をお願いします。	国内運送先
7	65ページ急増する輸入貨物への対応で、⑦名称等識別の「1」と「2」の使い分けはどのようにしたらよいですか。	「2」は主に通販貨物等で個人宛の場合を想定しています。 以下のような使い分けを想定しています。 ・「運送場所の名称等」欄に「運送先の場所の名称」を入力する場合（例：○倉庫、△工場） → 名称等識別を「1」としてください。 ・「運送場所の名称等」欄に「貨物の引渡しを受ける者の氏名又は名称」を入力する場合（例：個人の氏名、□□商店（商号、屋号）） → 名称等識別を「2」としてください。	国内運送先
8	64ページ急増する輸入貨物への対応で、運送場所識別等は通販貨物でない貨物に対しても対応が必要でしょうか。	全ての貨物が対象になりますので、ご対応をお願いいたします。	国内運送先
9	説明会資料P65「国内運送先に関する追加項目概要②」の所在地や名称の入力チェックに関する質問です。 IDA業務仕様書にて、下記の様なチェックがあります。 「運送場所識別に「C：貨物に係る運送契約において、輸入許可後の運送先として、輸入者の住所と同じ場所のみが定められている場合」が入力されており、かつ以下の項目が入力されている場合は、輸入者情報（住所・名称）と完全一致すること。なお、輸入者情報（住所・名称）と完全一致する内容とは、以下の項目についてすべて一致した場合を指す。」 この場合、例えば、「運送場所の名称等」でいえば、「輸入者名」と「運送場所の名称等」の英字で入力する文字列が完全一致しないとエラー電文が返ってくるという認識で良いでしょうか。	ご認識の通り、運送場所識別をCとした場合、運送場所の名称等は入力可能ですが、輸入者欄の入力内容と完全一致しないとエラーとなります。完全一致は、スペースやカンマなどの位置も同じとなります。基本的には運送場所識別をCとした場合は、運送場所の名称等は入力不要です。	国内運送先
10	運送場所の入力欄について、輸入申告事項登録の入力位置や許可書等の帳票の出力位置は確定しているのでしょうか？	運送場所について入力位置や出力位置は確定しており、詳細については掲示板の仕様書に掲載しております。	国内運送先
11	67ページの急増する輸入貨物への対応で、プラットフォーム等コードはいつ頃提供されるのでしょうか。	現在関税局・税関にて詳細検討中です。少なくとも総合運転試験までには提供させていただきます。	通販貨物
12	67ページ急増する輸入貨物への対応で、プラットフォーム等コードが無い場合はどのように対応すればよいですか。	バスケットコードを用意しますので、バスケットコードを入力後にプラットフォーム等名をご入力ください。	通販貨物
13	バスケットコードはどのような場合に入力すればよいですか？	バスケットコードは「通販貨物等識別」が「1:通販貨物」の場合で、各プラットフォーム毎の専用コードに無いプラットフォームの場合に入力します。バスケットコードを入力した場合は、その後のプラットフォーム名称を英字にて入力します。	通販貨物